



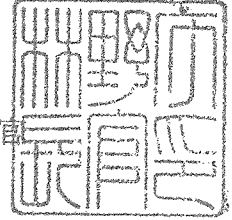
添付資料

森林加速化・林業再生事業実施要領

21 林整計第 89 号
平成 21 年 5 月 29 日

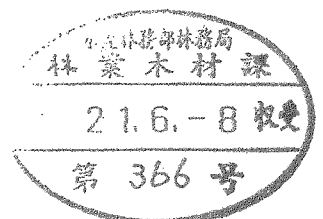
北海道知事 殿

林野庁長官



「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領」の制定について

「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領」が新たに定められたので、御了知の上、本事業に係る施策の円滑かつ的確な実施につき、御配慮をお願いする。



森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領

平成21年5月29日
21林整計第89号
林野庁長官通知

森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の内容等については、以下のとおりとする。

第1 基金事業の内容等

要綱別表に定める都道府県が行う事業（以下「基金事業」という。）のメニューごとの内容は別表1のとおりとし、その対象経費については、別紙1のとおりとする。

第2 事業計画等

- 1 都道府県知事は、要綱第4の規定に基づき、全体事業計画を作成し、様式1により林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 全体事業計画においては、様式2により基金事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 基本的事項（間伐等の森林整備・林業・木材産業に係る現状と課題、施策の基本方針等）
 - (2) 全体目標（全体指標における目標値）
 - (3) 基金事業のメニューごとの事業費等
- 3 都道府県知事は、要綱第4の規定に基づき、年度事業計画を作成し、様式4により、林野庁長官等に報告するものとする。
- 4 年度事業計画においては、様式5により毎年度の基金事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 事業種目
 - (2) 実施市町村
 - (3) 事業主体
 - (4) 事業内容
 - (5) 基金事業費
 - (6) 個別指標
- 5 全体事業計画及び年度事業計画における目標を定める指標は、別表2の指標のガイドラインに基づき記載する。
- 6 都道府県知事は、全体事業計画及び年度事業計画を作成するに当たっては森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第1項の規定に基づく森林・林業基本計画、森林法（昭和26年法律第249号）第4条に定める全国森林計画、同法第4条第5項に定める森林整備保全事業計画、同法第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める関係市町村の市町村森林整備計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第2項の規定に基づく林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成18年法律第47号）第4条第3項の規定に基